

条件付き一般競争入札の実施について（公告）

次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、受託を希望される方は応募書類を提出してください。

令和5年2月27日

公益財団法人 富山県民福祉公園
理事長 蔵堀祐一

1 入札に付する事項

委託番号	第1号
委託業務名	常願寺川公園植栽維持管理その1委託業務
委託業務の場所	立山町利田 地内
委託業務の概要	植栽の維持管理 1式（詳細は設計図書等による）
工期	令和5年4月1日から令和8年3月31日まで（3年間）
予定価格	13,450,000円（1年分の業務で消費税相当額を除く。）

委託番号	第2号
委託業務名	常願寺川公園植栽維持管理その2委託業務
委託業務の場所	立山町利田 地内
委託業務の概要	植栽の維持管理 1式（詳細は設計図書等による）
工期	令和5年4月1日から令和8年3月31日まで（3年間）
予定価格	9,594,000円（1年分の業務で消費税相当額を除く。）

委託番号	第3号
委託業務名	五福公園植栽維持管理委託業務
委託業務の場所	富山市五福 地内
委託業務の概要	植栽の維持管理 1式（詳細は設計図書等による）
工期	令和5年4月1日から令和8年3月31日まで（3年間）
予定価格	11,620,000円（1年分の業務で消費税相当額を除く。）

委託番号	第4号
委託業務名	富岩運河環水公園植栽維持管理委託業務
委託業務の場所	富山市湊入船町 地内
委託業務の概要	植栽の維持管理 1式（詳細は設計図書等による）
工期	令和5年4月1日から令和7年3月31日まで（2年間）
予定価格	6,703,000円（1年分の業務で消費税相当額を除く。）

委託番号	第 5 号
委託業務名	県民公園新港の森植栽維持管理委託業務
委託業務の場所	射水市作道 地内
委託業務の概要	植栽の維持管理 1 式（詳細は設計図書等による）
工期	令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで（3 年間）
予定価格	8,971,000 円（1 年分の業務で消費税相当額を除く。）

（注）

開札は委託番号第 1 号、第 3 号、第 2 号、第 5 号、第 4 号の順に行う。複数の入札に参加したものが委託業務の一つを落札したときは、当該者のそれ以降の委託業務に係る開札は行わない。

2 入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）

(1) 入札参加資格

次に掲げる条件の全てを満たす者であること。なお、入札参加資格の確認は、申請の期限の日現在の事実をもって行うものとする。

ただし、同日において当該条件のすべてを満たしている者であっても、開札の日時までの間に当該条件を満たさなくなった場合は、入札に参加することができず、既に入札書を提出しているときは、当該者の入札は無効とする。

ア 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者で、かつ、建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 27 条の 23 の規定による経営事項審査を受けている者であること。

イ 入札参加資格の確認の申請の期限の日からこの委託業務の開札の日までの間において、富山県から富山県建設工事等指名停止要領に基づく指名停止を受けていない者であること。

ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定により更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定により再生手続開始の申立てがなされている者（これらの者のうち、建設工事の競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱第 10 条第 1 項に規定する申請を行い、再度の競争入札参加資格の認定を受けたものを除く。）でないこと。

エ 公告 2 の(2)アに定める全ての応募書類を提出し、うち技術資料が提案の記載内容として適正なもの。

オ 個々の委託業務に関する入札参加資格は、以下のとおり。

営業所(注 1)の所在地	委託番号第 1 号～ 4 号においては富山土木センター（立山土木事務所を含む。）管内に、委託番号第 5 号においては高岡土木センター（旧高岡市又は射水市のみを対象とする。）管内に主たる営業所(注 1)を有すること。	
資格者名簿(注 2)の登載業種	造園工事	
総合数値又は実績	資格者名簿(注 2)の総合数値	造園工事の業種での総合数値が 7 4 0 点以上
	当該公園の実績	平成 2 5 年 4 月 1 日から入札参加資格の確認の期限の日（以下申請期限日）という。）までの間に、20,000m ² 以上の芝生維持管理業務を 1 年間以上実施した者（元請として受注したものに限る）(注 3)
類似業務の実績	平成 2 5 年 4 月 1 日から入札参加資格の確認の期限の日（以下申請期限日）という。）までの間に、県立又は市町村立の施設で 20,000m ² 以上の芝生維持管理業務を 2 年間以上実施した者(注 3)	

(注)

- 1 営業所とは、建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 3 条に規定する営業所をいう。また、主たる営業所とは、建設業法施行規則(昭和 24 年建設省令第 14 号)第 19 条の 3 第 1 項第 2 号に規定する主たる営業所をいう。
- 2 富山県における令和 3・4 年度建設工事競争入札参加資格者名簿をいう。
- 3 芝生維持管理面積は、一つの公園又は施設の管理対象面積であり、年間の延べ管理面積ではない。

(2)応募書類の提出

ア 入札に参加を希望する者は、次の書類を提出すること。

入札応募書	様式第 1 号
入札参加資格確認書	様式第 2 号
技術資料	様式第 3 号

イ アの応募書類は、公益財団法人富山県民福祉公園のホームページトップ画面（下記 URL）からダウンロードし、必要事項を記載すること。

<https://www.toyamap.or.jp/i-boshu2023-1/>

ウ 提出期間及び提出先

公告 7 の入札手続き及び日程のとおり

エ 提出方法

書留郵便等、配達記録が残る方法による郵送（提出期間の締切日までに必着）又は持参とし、電送によるものは受け付けない。なお、直接持参される場合は

受付は行うが、その場での審査は行わない。

3 総合評価方式に関する事項

(1)入札は、入札価格と入札価格以外の技術的な要素を総合的に評価する総合評価方式による。

(2)総合評価の方法

ア 総合評価の方法は、次の式により算出して得られる数値（以下「評価値」という。）をもって行うものとする。

評価値(注)＝技術評価点÷入札価格（単位：百万円）

＝（標準点＋技術加算点）÷入札価格（単位：百万円）

（注）評価値の有効数字は、5桁（6桁目の数字を四捨五入）とする。

イ 標準点とは、要求する要件を最低限満たしている技術提案について与える点数（100点）をいう。

ウ 技術加算点とは、(3)に規定する評価項目及び評価基準により算出される点数をいう。

(3)技術加算点の評価項目及び評価基準

ア 芝生管理及び樹木管理の実績

評価項目	評価内容及び評価基準		配点	
業務実績 公告2の(1) オの資格1、 2に係る実績	場所	当該公園で1年間以上の実績あり	6点	
		県立都市公園で2年間以上の実績あり	4点	
		富山県内の都市公園で2年以上の実績あり	2点	
		上記以外	0点	
	受託形態	連続して元請として、2年間以上受託した実績	あり	2点
			なし	0点
	作業内容	連続して全ての作業を直営で、2年間以上受託した実績	あり	2点
			なし	0点
配点計			10点	

(注)

指定管理者としての実績は、元請けとして評価する。

イ 企業の地域性

評価項目	評価内容及び評価基準	配点
主たる 営業所の 所在地	当該公園の管理事務所からの直線距離が5km以内	2点
	当該公園の管理事務所からの直線距離が10km以内	1点
	当該公園の管理事務所からの直線距離が10kmを超える	0点
	配点計	2点

ウ 有資格者の雇用

評価項目	評価内容及び評価基準		配点
有資格者の種別	樹木医を雇用	2人以上	4点
		1人	2点
		なし	0点
	造園技能士1級を雇用	2人以上	2点
		1人	1点
		なし	0点
	緑の安全管理士を雇用	あり	1点
		なし	0点
	公園管理運営士を雇用	あり	1点
		なし	0点
配点計			8点

エ 技術的な提案及びその実績（技術資料による）

評価項目	評価内容及び評価基準		配点	
基本方針	植物管理に対する基本的な考え方とこれまでの具体的な取り組み及びそれに基づく実現可能な計画の提案	基本的な考え方	優	4点
			良	2点
			上記以外	0点
	具体的な取り組み	あり	2点	
		なし	0点	
	具体的な提案	優	4点	
良		2点		
上記以外		0点		
作業の臨機対応	維持管理上の問題及びトラブルを想定し、臨機にかつ的確な対応の提案	あり	芝生	2点
		あり	樹木	2点
	なし		0点	
減農薬管理の実績	減農薬に向けた進取な取り組みの実績	あり	2点	
		なし	0点	
配点計			16点	

(4)技術加算点の算定

技術加算点の算定は次式による。

技術加算点＝①技術加算点の満点×②入札参加者の評価点数÷③評価点数（満点）

- ① 技術加算点の満点は、15点とする。
- ② 入札参加者の評価点数は、(3)に規定する評価項目及び評価基準により算出された点数の合計。
- ③ 評価点数（満点）は、(3)に規定する評価項目及び評価基準の配点の満点。
(36点)

4 入札参加資格の確認の通知

入札参加資格の有無の結果は、公告7の入札手続き及び日程に記載の日までに応募者に文書で通知する。

5 入札参加資格がないとされた者の理由の説明の要求

- (1)入札参加資格が無い旨の通知を受けた者は、入札参加資格が無いとされた理由について説明を求めることができる。
- (2)(1)の理由の説明の要求は、説明を求める理由を記載した文書を持参することにより行うものとし、公告7の入札手続き及び日程に記載のとおり受け付けるものとする。
- (3)理由の説明の要求に対する回答は、説明を求めた者に対し、公告7の入札手続き及び日程に記載の期限までに文書で回答する。

6 委託業務内容を示す設計図書等の資料

- (1)委託業務内容を示す設計図書等の資料は、公益財団法人富山県民福祉公園のホームページに掲載する。

URL: <https://www.toyamap.or.jp/i-boshu2023-1/>

- (2)縦覧期間：公告7の入札手続き及び日程に記載のとおり

- (3)設計図書等に関する質問は、公告7の入札手続き及び日程に記載のとおり受け付けるものとする。

- (4)質問に対する回答は、公告7の入札手続き及び日程に記載のとおり公益財団法人富山県民福祉公園のホームページに掲載する。

7 入札手続き及び日程

入札手続き	期間(注1)	方法
設計図書の縦覧	令和5年2月27日(月)から 令和5年3月10日(金)まで	財団のHPに掲載 (注2)
公告並びに設計図書等に関する質問	令和5年2月27日(月)から 令和5年3月3日(金)まで	財団のメールに送信 (注3)
質問に対する最終回答	令和5年3月6日(月)まで	財団のHPに掲載 (注2)
応募書類の提出	令和5年3月8日(水)から 令和5年3月10日(金)まで	郵送又は持参
入札参加資格の確認の通知	令和5年3月15日(水)まで	文書で通知
入札参加資格が無いとされた者の理由の説明の要求	令和5年3月16日(木) 午前8時30分から 午後5時まで	文書を持参
理由の説明の要求に対する回答	令和5年3月20日(月)まで	文書で回答
入札期間	令和5年3月23日(木)から 令和5年3月24日(金)まで	郵送又は持参
開札	令和5年3月27日(月)	落札者には電話で連絡 他はFAXで通知

(注)

- 1 持参する場合は、指定する期間の午前8時30分から午後5時までに提出すること。また郵送の場合は、指定期間終了までに必着とし、書留郵便等配達記録が残る方法による。

郵送・提出先は、〒939-0311 射水市黒河字高山 4774-6
公益財団法人富山県民福祉公園 総務企画課
電話：0766-56-5556

- 2 公益財団法人富山県民福祉公園のホームページのURLは、

<https://www.toyamap.or.jp/i-boshu2023-1/>

- 3 メールを送信先は、nyusatsu@toyamap.or.jp
期間最終日の午後5時までに送信のこと。

8 入札方法等

(1)入札方法

書留郵便等、配達記録が残る方法による郵送（入札期間の締切日の午後5時までに必着）又は持参（入札期間の午前8時30分から午後5時まで）とし、電送によるものは受け付けない。

(2)入札価格は、1年分の費用額(税別)とする。なお、契約は公告1の入札に付する事項

の工期に記載の年数の総額で契約する。

- (3)落札者の決定に当たっては、提出された入札書の金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4)入札回数は、1回とする。

9 入札保証金

入札保証金は、免除する。

10 落札者の決定方法

(1)落札者は、次の要件を満たす入札参加者のうち、評価値が最も高い者とする。

ア 技術資料の内容が、要求する要件を最低限満たしていること。

イ 入札価格が予定価格を超えていないこと。

ウ 評価値が、次に式により算出して得られる基準評価値を下回っていないこと。

基準評価値＝100点(標準点)÷予定価格(単位：百万円)

(2)評価値の最も高い者が2者以上あるときは、入札価格が低い者を落札者とする。この場合において同価の入札をした者が2人以上あるときは、当該同価の入札についてくじを行い、落札者を決定するものとする。

11 その他

(1)この委託業務の入札の執行等に当たっては、この公告に定めるもののほか、地方自治法その他の法令、公益財団富山県民福祉公園会計規定等の定めるところによる。

(2)入札参加資格確認書その他の入札に参加するに当たって提出を求める書類（以下「申請書」という。）の作成に要する費用は申請者の負担とする。

(3)提出された申請書等は当該委託業務に係る入札以外の目的には使用しない。

(4)提出された申請書等は返却しない。

(5)やむを得ない理由があるものとして承認した場合以外は、申請書等の差替えを認めない。

(6)応募書類に記載した事項に虚偽又は重大な誤りがあった場合は、入札に参加させない

ことがある。また、落札後、業務委託契約期間中にこれが明らかになった場合は契約を解除し、その後の業務の支障となる事項についてはこれを補償させることがあるものとする。この場合、公益財団法人富山県民福祉公園は申請者に対して何らの補償も行わないものとする。

- (7)その他不明な点については、公益財団法人富山県民福祉公園 総務企画課（電話：0766-56-5556）又は公園管理課（電話：0766-56-6116）に問い合わせること。